

報告第 2 号 運賃協議分科会の設置について

＜報告要旨＞

- ・道路運送法の改正に伴い、今後の一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の協議（協議運賃）については、本市地域公共交通会議（以下、本会議という。）の分科会として「運賃協議分科会」を設置し、協議することとする。
- ・守谷駅直行型路線バス「直行坂東号」の運賃設定・変更については、これまで協議運賃制度（※1）により本会議で協議のうえ実施してきたが、上記分科会の設置等を踏まえ、今後は、「急行坂東号」と同様に上限認可制度（※2）による扱いとする。

1 道路運送法の改正内容

別紙 1 のとおり

2 運賃協議に関する今後の対応

- ・公共交通事業者が複数集まる場での運賃の協議は、独占禁止法上のカルテルにあたる危険があるため、本会議での運賃協議は行わない。今後は、坂東市地域公共交通会議条例第 5 条に基づき、本会議の分科会として「運賃協議分科会」を設置し協議する。

＜運賃協議分科会の構成員＞

- ① 市
- ② 協議運賃制度により届出を予定している一般乗合旅客自動車運送事業者
- ③ 茨城運輸支局長又はその指名する者
- ④ 市長が住民の意見を代表する者として指名する者

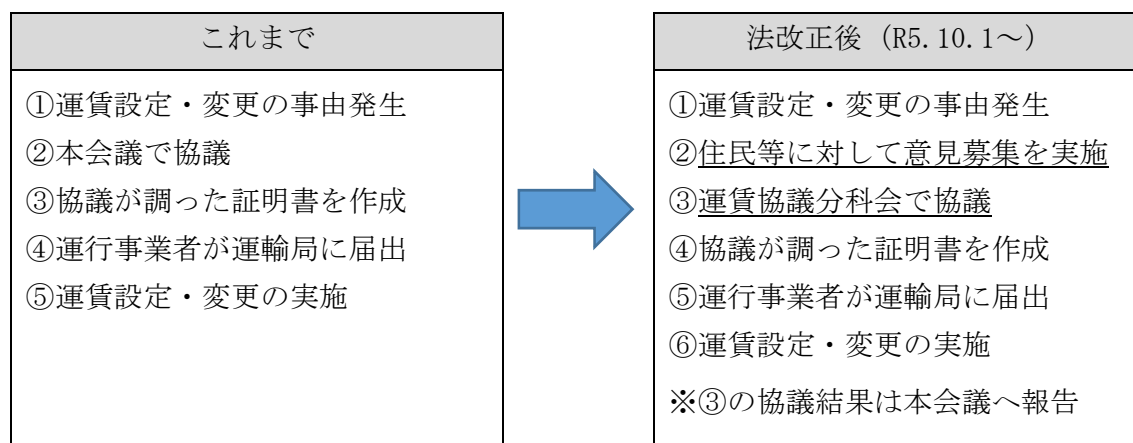
※本会議会長が指名

- ・上記分科会にて運賃の協議をするときは、あらかじめ、住民等に対して協議内容に関する意見募集を実施する。

方 法：パブリックコメント、ホームページへ意見募集の掲載等

対 象：市民、利用者、利害関係者（他公共交通事業者）

- ・運賃協議分科会での協議結果は、本会議へ報告する。



3 「直行坂東号」の運賃協議に関する今後の取扱いについて

守谷駅直行型路線バス「直行坂東号」の運賃設定・変更については、これまで協議運賃制度(※1)により本会議で協議のうえ実施してきたが、以下の事由により、今後は、「急行坂東号」と同様に上限認可制度(※2)による扱いとする。

- ・「直行坂東号」の運賃設定にあたっては、運行開始当初に、既存の路線バス「急行坂東号」と同じ運賃体系とすることとしている。(平成27年12月21日開催の本会議にて決定)
- ・「急行坂東号」の運賃が改定される場合は、その都度、本会議にて「直行坂東号」の運賃改定に関する協議を行ってきた。
- ・今後の運賃改定等に際しては、運賃協議分科会での協議やそれに伴う意見募集の実施等より事務手続きが増大する。
- ・上記を踏まえると、「直行坂東号」の運賃についても、「急行坂東号」と同様に上限認可制度による扱いとし、運賃協議分科会での協議は不要とすることが適当と考えられる。

※1 協議運賃制度とは

一般乗合旅客自動車運送事業者は、運賃及び料金の上限を定めて、国土交通大臣の認可を受けなければならないが、当該運賃等について運賃協議会で協議が調ったときは、上限運賃の認可を受けることなく、届出(30日前)で足りるとする制度。

※2 上限認可制度とは

(以下による通常の運賃制度)

一般乗合旅客自動車運送事業は、運賃及び料金の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。認可を受けた運賃等の上限の範囲内で運賃等を定め、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について

- 一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃制度について、協議を行う構成員が重要であることに鑑み、独占禁止法上のカルテルにあたるとの疑義が生じないよう、運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者のみが協議に参加することとした
- また、上記協議の前に、住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置を講ずることを規定した

これまで

【地域公共交通会議又は活性化協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

旧 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者が、旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、運賃等について関係者間の協議が調ったときは、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。

施行規則 9条の2 概要

法第9条第4項の協議が調ったときは、地域公共交通会議又は（活性化）協議会において協議が調っているときとする。

令和5年10月1日以降

【公聴会の開催等※により、住民等の意見を聞く】

※パブリックコメント募集、市政広報紙、地域住民へのアンケート調査、事業者や事業者団体へのヒアリング実施などを想定

新 道路運送法 9条5項概要

市町村又は都道府県は、前項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

【協議会において協議】

⇒協議が調えば運賃を届出

新 道路運送法 9条4項概要

一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、路線等に係る運賃等について協議が調ったときは、協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。

- 一 市町村又は都道府県
- 二 当該一般乗合旅客自動車運送事業者
- 三 地方運輸局長
- 四 市町村の長（又は知事）が住民の意見を代表する者として指名する者